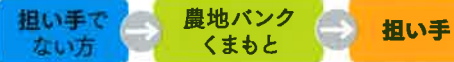


機構集積協力金

「農地バンク(農地中間管理機構)」を活用いただき、交付要件等を満たせば国の協力金が交付されます。平成28年度からは、新規集積へ優先して交付されます。

新規集積とは、担い手でない方が耕作していた農地が「農地バンクくまもと」を経由して担い手に新たに貸し付けられる場合です。



※担い手とは、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農経営のいずれかの経営体です。

① 経営転換協力金

農業をやめる場合や、経営の柱としていた作物を一部やめる場合(部門縮小)に、「農地バンクくまもと」を経由して担い手に農地を貸した所有者に交付されます。

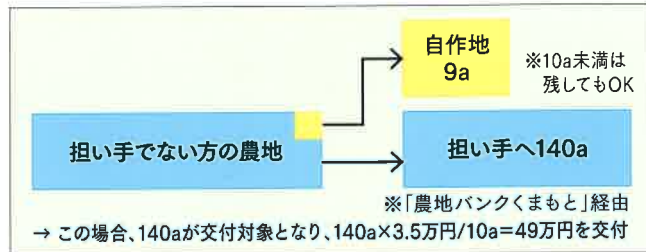
【交付要件】所有者の自作地であり、新規集積農地であること

【交付単価】3万5千円/10a

【上限交付額】2ha以下 50万円/戸
2ha超 70万円/戸

【その他】

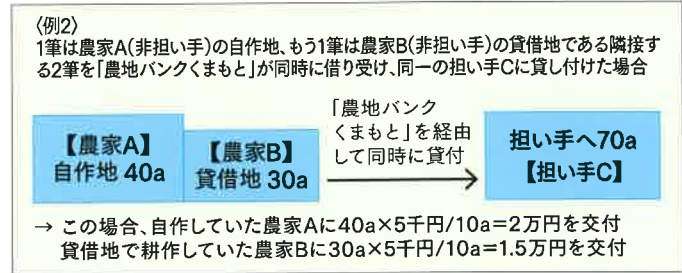
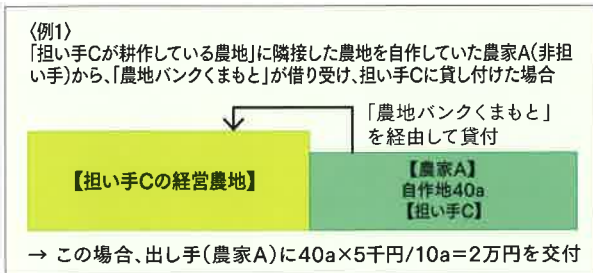
- ・遊休農地の所有者でも、全ての遊休農地について「農地バンクくまもと」への貸付けの意思を表明すれば要件を満たします。
- ・交付決定後10年間、所有権や利用権を新たに取得した場合は返還となります。(経営転換協力金の対象とならない農地が期間満了などで返還された場合などは、「農地バンクくまもと」へ貸し付ける必要があります。)



② 耕作者集積協力金

農地の隣接地や、2筆以上の隣接する農地を、「農地バンクくまもと」を経由して同一の担い手に貸した場合、農地の所有者又は耕作者に交付されます。

【交付要件】新規集積農地であること 【交付単価】5千円/10a



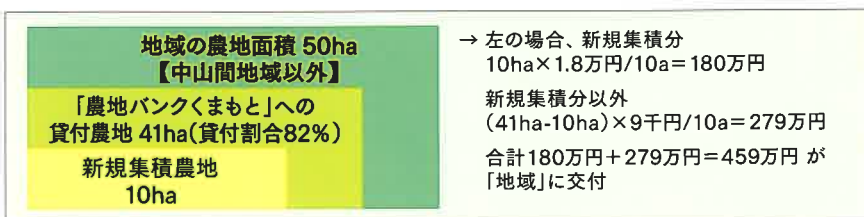
③ 地域集積協力金

地域内の農地を「農地バンクくまもと」に貸した割合に応じて、「地域」に交付されます。交付金の使途は「地域」で自由に決めることができます。

【交付要件】「農地バンクくまもと」への貸付割合が2割超の地域

【交付単価】新規集積農地 1万円~1万8千円/10a(※1)
新規集積農地以外 9千円または1万円/10a(※2)

(注) 交付単価は、予算の都合により下がる場合があります



(※1) 新規集積農地の貸付割合別単価
2割超5割以下 1万円/10a
5割超8割以下 1万4千円/10a
8割超 1万8千円/10a

(※2) 新規集積農地以外の地域別単価
中山間地域 1万円/10a
中山間地域以外 9千円/10a

● お問い合わせ 公益財団法人 熊本県農業公社[農地バンクくまもと]

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館10階

tel.096-213-1234

または、最寄りの市町村、農業委員会、JA、熊本県地域振興局まで

農地バンクくまもと

検索

www.kumamoto-kousha.or.jp